

広域の価格カルテル事件の審決に対する地場メーカーによる取消請求が棄却された事例

【文献種別】 判決／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和5年6月16日

【事件番号】 令和3年（行ケ）第10号

【事件名】 審決取消請求事件（段ボールシート・ケース価格カルテル 福野段ボール工業）

【裁判結果】 棄却

【参照法令】 独占禁止法2条6項・3条・7条の2

【掲載誌】 公正取引委員会審決等データベースシステム

◆ LEX/DB 文献番号 25595929

白鷗大学教授 栗田 誠

事実の概要

段ボール原紙を加工して段ボールシートが製造され、段ボールシートを加工して段ボールケースが製造される。原紙からシート及びケースまで製造する一貫メーカー（レンゴー及び王子コンテナ）もあるが、原紙を購入してシート及びケースを製造する専門メーカーや、シートを購入してケースを製造するボックスメーカーが多数存在する。原告福野段ボール工業は、地場の専門メーカーである（令和5年9月1日にナビエース関東に社名変更）。

公正取引委員会（以下「公取委」）は平成26年6月19日、①東日本地区における段ボールシートに関する57社による価格カルテル事件（以下「シート事件」）、②東日本地区における段ボールケースに関する63社による価格カルテル事件（以下「ケース事件」）。シート事件及びケース事件を合わせて「本件」と総称する）、③大口ユーザー向け段ボールケースに関する大手5社による価格カルテル事件（以下「関連事件」）について、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。その後、審判手続を経て、公取委は令和3年2月8日、シート事件及びケース事件に係る本件審決（審決集67巻138頁：被審人37名）と関連事件に係る審決（審決集67巻286頁：被審人2名）を行った¹⁾。本件審決に対しては多数の審決取消訴訟が提起されたが、本判決は、原告福野段ボール工業が提起した審決取消請求を棄却したものである。なお、既に令和5年4月21日に王子コンテナ等の王子グ

ループ11社及び東京コンテナに対する請求棄却判決が出ており、また、本判決と同日にサクラパックス及び森井紙器工業に対する請求棄却判決が出ている。関連事件審決に対する取消請求についても、令和4年9月16日に請求棄却判決が出ている（上告・上告受理申立て）。

本件訴訟の争点は、不当な取引制限の違反要件に関するものと課徴金の算定に関するものに大別できるが、本稿では専ら前者について検討する。

判決の要旨

1 意思の連絡

「10月17日三木会の時点ではいまだ社内で段ボール製品の値上げを行うことが確定していなかったとしても、段ボール製品の値上げに関して同会合で行われた情報交換を踏まえ、自社においても段ボール原紙が値上がり次第、他の事業者と足並みをそろえて値上げを実施するとの意思を有していたと認められるのであり、原告についても同会合において他の事業者との間でその旨の意思の連絡が成立したという本件審決の認定、判断は合理的であるといえる。」

「原告が、たとえ社内的には10月17日三木会の後に具体的な段ボール製品の値上げ活動を行うことを決定したものであったとしても、既に同三木会において大手段ボールメーカーを中心とする出席各社の値上げの意向を認識していたものであり、上記の社内的な決定は、他の事業者が同様の

行動を採ることが期待できる状況で、独自に値上げ活動をするリスクを負担することなく下すことができたものであるし、原告は、同三木会以降の三木会、埼玉支部会及び小部会において、値上げに関する情報交換を継続して行っていたのであるから、上記の『特段の事情』があるとは認められない。」

「段ボール製品の製造業界においては、段ボール原紙の値上がりに伴って段ボール製品の販売価格を引き上げるには、まず、一貫メーカーである大手の段ボールメーカーが値上げを表明し、それ以外の段ボールメーカーはそれを指標として値上げを実施し、各社足並みをそろえて実施する必要があると認識されていたことなど、『段ボール製造業における慣行等』(略)が存在したことは、当該認定部分の末尾(略)に掲記の証拠等から合理的に認定できる。よって、従前からの慣行により、一貫メーカー等の大手の段ボールメーカーにより値上げが実施されることになれば、地場の専業メーカーにおいても、これに追従して値上げを行うことになることが共通認識となっていた旨の本件審決の認定(略)は、合理的であって、実質的証拠を欠くものではない。」

2 一定の取引分野

「本件各合意における情報交換の対象となった段ボール製品の値上げについて、その地理的な範囲に東工の管轄地域である東日本地区が含まれるといえるところ、これらの値上げ交渉が需要者の交渉担当部署との間で行われることを踏まえ、需要者の交渉担当部署の所在地を基準として、その範囲を画定すると、交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に対し、当該交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき販売される段ボール製品(日本工業規格に該当する段ボールシート又はこれを加工した段ボールケース)は、少なくとも本件各合意の対象に含まれるものであったと認められる。また、これらの事情に照らすと、本件各合意により影響を受ける範囲も同様と解するのが相当である。」

「独占禁止法2条6項にいう『一定の取引分野』とは、共同行為によって競争の実質的制限がもたらされる範囲をいうものであり、その成立する範囲は、当該共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して定まるもの

と解され、かかる画定方法が、多摩談合新井組最高裁判決によって否定されていないことは、本件審決(略)が適切に説示しているとおりである。」

「段ボール製品の市場は、特定の事業者及び生産拠点ごとに存在する競争関係について重層的に成立し得るところ、そのように複数の競争が行われる場が地域をずらして成立していくことで、互いの取引地域が重複しない事業者間でも間接的に競争が行われるのと同様の状況となり、結果としては全体について競争関係を生じ、全体として一定の取引分野が成立し得るものといえる。」

3 競争の実質的制限

「独占禁止法2条6項が定める『一定の取引分野における競争を実質的に制限する』とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、共同して商品の販売価格を引き上げる旨の合意がされた場合には、その当事者である事業者らがその意思で、ある程度自由に当該商品の販売価格を左右することができる状態をもたらすことをいうものと解する(多摩談合新井組最高裁判決参照)。そして、販売価格の引上げに係る合意により一定の取引分野における競争が実質的に制限されたか否かは、当該合意の当事者である事業者らのシェアの高さによってのみ判断するのではなく、上記の観点から、これらのシェアの高さに応じて、当該合意の当事者ではない他の事業者がどの程度競争的に振る舞い、価格引上げをけん制することができるか等の諸事情も考慮してこれを判断するのが相当である。」

「違反行為者の市場におけるシェアが、たとえ過半(50パーセント超)に達していなかったとしても、それ以外の事業者の価格けん制力等、市場の状況によっては、競争を実質的に制限することは可能であるところ、本件審決が認定した段ボール製品の製造業界における従前からの慣行等からすれば、他の事業者が競争的に振る舞い、価格引上げをけん制する行動を採ることは見込みにくい状況にあり、(略)本件各合意は、その成立当時において、十分に一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであったとの本件審決の判断は合理的であると認められる。」

判例の解説

一 本件及び本判決の位置付け

段ボール製品製造業においては過去に価格カルテルの摘発を度々受けてきており²⁾、かつては事業者団体の違反として法適用されていた。本件は不当な取引制限としての法適用であるが、東日本段ボール工業組合やその支部会等を利用した組織的・継続的な情報交換による合意形成が違反とされている点で、これまでの業界慣行が維持されてきたことがうかがわれる。後述するように、本件審決が認定し、本判決が合理的と判断した「段ボール製造業における慣行等」（審決集 67 巻 172～173 頁）が、不当な取引制限の各要件該当性を判断する上で重要な意味を持っている。また、近時のハードコア・カルテルは課徴金減免申請を端緒とするものが多いと推測されるが、本件自体には課徴金減免申請は行われておらず³⁾、長年のカルテル体質が変わっていないことも示唆される⁴⁾。

また、原告福野段ボール工業の代表取締役は合意の舞台となった三木会の構成員であり、その出席者であったが、原告会社特有の事情として、三木会構成会社のうち唯一の地場メーカーであり、埼玉県内に 1 つの工場を有するにすぎなかった。また、合意が成立したと認定されている「10 月 17 日三木会」において、原告会社は、大手メーカーが値上げすれば追従する「意向を示していたものの、いまだ値上げ活動の準備ができていなかったことから、値上げ時期について検討中である旨発言した」とされている。原告は、こうした原告固有の事情も挙げて、合意の成立、取引分野の画定等について争っている。

二 本件各合意の認定

本判決は、「共同して」の解釈に関する東芝ケミカル事件東京高裁判決（東京高判平 7・9・25 審決集 42 巻 393 頁）を参照しつつ、10 月 17 日三木会において本件シート合意及び本件ケース合意が「成立した旨の本件審決の判断は合理的であり、かつ、本件審決の同認定には実質的証拠があると認められる」（公取委 DB 掲載判決 47 頁）と判示しており、審決取消訴訟の判決として適切である⁵⁾。

そうした判示の前提として、本判決は、本件審決が多数の査号証を引用して認定した「段ボール製造業における慣行等」について実質的な証拠があると判断している（判決 46 頁）。

また、本件は、10 月 17 日三木会における合意

に他の事業者が支部会等の活動を通して追加参加したという構造であり、特に 10 月 17 日三木会の内容が連絡されていない支部会等に出席した地場メーカーについて本件合意の参加者と認定することは難しいとする見方もあった⁶⁾。原告もこの点を主張していたが、原告自身は三木会の構成員で 10 月 17 日三木会の出席者であり、この点の主張は迫力を欠く。本件審決やそれを支持した本判決は、10 月 17 日三木会における合意により不当な取引制限が成立したと認定しているからである。10 月 17 日三木会当時に原告は具体的な対応を決めていなかったことを理由に合意の当事者であることはあり得ないと主張しているが、この点も否定されている（判決の要旨 1 参照）。この争点においても、段ボール業界の慣行等に関する本件審決の認定が大きな意味を持っており、公取委の主張・立証を上回るものを段ボール業界が提示できなかったことを意味している⁷⁾。

原告は東芝ケミカル事件東京高裁判決に依拠して、同社固有の事情等による「特段の事情」を主張したが、判決の要旨 1 に引用のとおり、本判決は認めなかった。ただし、特定の事業者が自身に固有の事情等を主張・立証して勝訴判決を勝ち取ることがないわけではない。8 社による合意として排除措置命令が行われた段ボール用でん粉価格カルテル事件（審判審決令元・9・30 審決集 66 巻 1 頁）では、後から合意に参加したとされた加藤化学について、微妙な判断ではあるが、審判の結果「本件合意に参加したとまで認めるに足る証拠はない」（43 頁）とされた⁸⁾。

三 一定の取引分野の画定

一定の取引分野の画定の方法論に関する原告の主張は、多摩談合（新井組）事件最高裁判決（最判平 24・2・20 民集 66 巻 2 号 796 頁）及びその調査官解説⁹⁾の公開後のハードコア・カルテル事件における定番の争点ではあるが、既に累次の高裁判決により決着していた感もある¹⁰⁾。本件審決には、審決案を引用するほか、被審人らの異議申立てに対する委員会の判断を独自に示す部分があり、そこには取引分野の画定方法に関する記述があり（審決集 67 巻 140～141 頁）、公取委としての統一見解を示した形である。本判決は本件審決が「適切に説示しているとおりで」（判決 76 頁）と述べるのみであるが、法解釈問題でもあり、裁

判所としての判断を示す必要があったのではないかと考える。

また、関連事件判決では取引分野の重畳的あるいは連鎖的な認定が可能である旨判示されており、この判示に対しては、制限の対象とされた取引の範囲をもって取引分野を画定する以上、不要であったとする見解がある一方¹¹⁾、当然違法原則を採用していない法制の下で丁寧に検討したものと評価もある¹²⁾。特に東日本地区のうちの狭い範囲を営業地域とする原告のような地場メーカーの立場からは具体的に主張しやすい争点ではあるが、本判決は関連事件判決と同様、重畳的な市場画定が可能であることを述べて、原告の主張を退けている（判決の要旨2参照）。

四 競争の実質的制限の認定

本判決は、競争の実質的制限について、本件審決と同様、「シェアの高さによってのみ判断するのではなく、……これらのシェアの高さに応じて、当該合意の当事者ではない他の事業者がどの程度競争的に振る舞い、価格引上げをけん制することができるか等の諸事情も考慮してこれを判断するのが相当である」と判示している（判決81頁）。「シェアの高さに応じて」と述べられていることから、シェアが高い場合にまで競争者の牽制力を具体的に検討することを求めるものではないと考えられる。また、「本件審決が認定した段ボール製品の製造業界における従前の慣行等からすれば」、10月17日三木会出席社の合計シェアをもってすれば、「このことだけでも競争を実質的に制限することが十分にうかがわれる」（判決85頁）とも述べており、念のために競争者の価格牽制力を検討している（判決83～84頁）。

なお、価格カルテルが実効的に行われる限り競争の実質的制限を認定すべきとして、参加者のシェアが大きいことを根拠とすることに対しては批判もある¹³⁾。しかし、実効的に行われているか否かの判断において参加者のシェアが考慮されるとしたら、結局同じことになるようにも思われる。

●—注

1) なお、公取委の審判手続は平成25年改正により廃止されており、本件は関連事件とともに公取委の最後の審判事件である（ただし、東京高裁からの差戻しにより新

たな審決が行われる可能性は残されている）。

- 2) 齋藤高広「関連事件判決解説」新・判例解説 Watch（法七増刊）32号（2023年）259頁、262頁注2参照。
- 3) 関連事件では、2社がグループ申請により免除になっていると推測され（本件に係る公取委の立入検査後であって関連事件に係る立入検査前に減免申請が行われたことから、調査開始前の減免申請となり、免除とされたと推測される）、1社が30%減額（公表）となっている。
- 4) 逆にいうと、本件のような課徴金減免申請を端緒としないハードコア・カルテルの摘発は今後益々難しくなることが懸念される。
- 5) 本判決に先行する王子コンテナ等に対する東京高裁判決（東京高判令5・4・21公取委DB）は、「10月17日三木会の出席者の間では、……意思の連絡が成立し、本件各合意が成立したというべきである」と判示する。また、関連事件東京高裁判決（東京高判令4・9・16公取委DB）は、関連事件審決が「これらの事実からすれば、……本件5社間で、……本件合意が成立したと認められる」として明示の合意を認定していたにもかかわらず、「原告らを含む本件5社は、遅くとも平成23年10月31日5社社会までに、……本件合意を成立させるに至ったものと推認するのが合理的である」と判示する。こうした判示は、審決取消訴訟における実質的証拠の原則（平成25年改正前の独占禁止法80条）からみて疑問がある。
- 6) 村上政博「独占禁止法と国際ルールへの道——カルテル規制における合意と意思の連絡」NBL1195号（2021年）52頁、58頁。これに対し、土田和博「本件審決評釈」公取848号（2021年）83頁は、「欠席事業者への会合の内容が伝達されなければ『共同して』の要件を充足しないわけではない」（88頁）という。
- 7) 排除措置命令取消訴訟であったならば、裁判所がから段ボール製造業における慣行等を事実認定することになり、原告側が被告（公取委）の主張・立証に対して反論・反証することが容易である可能性はある。
- 8) なお、公取委の敗訴事例について、少し古く、また、入札談合に関するものであるが、栗田誠「独占禁止法による入札談合規制の展開——公取委敗訴事例を素材に」ジュリ1438号（2012年）30頁も参照。
- 9) 古田孝夫・最判解民事篇平成24年度（上）191頁。
- 10) 例えば、泉水文雄『独占禁止法』（有斐閣、2022年）214～215頁参照。
- 11) 宮井雅明「関連事件判決評釈」公取868号（2023年）64頁、69頁。
- 12) 齋藤・前掲注2）関連事件判決解説261頁。
- 13) 河谷清文「関連事件判決解説」ジュリ1583号（令和4年度重判解）（2023年）217頁、218頁。